



市街地活性化事業を募集します

中心市街地内（駅や笠間稲荷周辺）において、地域の活性化および地域の振興に寄与することを目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業に対して補助金を交付します。

補助の対象となる区域

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅、笠間駅のいずれかを含む地域で、都市計画法第9条に規定する近隣商業地域および商業地域
- (2) 県道稲田停車場線の稲田駅から神田橋までの沿線および市道（笠）3137号線、市道（笠）3535号線沿線（対象地域の詳細は、お問い合わせください）

補助の対象者

市街地活性化事業を行う個人または法人、市民等で構成される団体
（現在、市から補助を受けている方または税等を滞納している方は対象外）

対象となる事業および補助金の額

次のいずれかに該当し、事業費総額（補助対象経費）が、ハード事業50万円、ソフト事業10万円以上で、補助金交付決定後、平成29年3月31日までに完了見込みの事業。

【ハード事業】（施設等の整備または保全のための事業）

(1) 空き店舗等の活用

空き店舗・空き家・空き蔵等を改装し、店舗または商店街のコミュニティ施設として整備

(2) 観光・商業施設の整備

休憩スペース・観光案内所・観光案内板・案内放送設備の設置

(3) まちづくり拠点整備

飲食店・土産物店・農産物加工販売店・ギャラリー・宿泊施設等に係る施設整備

【ソフト事業】（イベントやPR等の事業）

補助金の交付決定を受けたハード事業（施設整備等）の目的を達成するための事業
（施設のオープンイベント等に要する経費、施設紹介等の広報に要する経費）

補助率

補助対象事業費の1/2以内

※ただし、市民等で構成される団体（商店会等）が行う事業で、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会が特に必要と認めた場合は、補助対象経費の4/5以内

（注意事項）

- ・補助金の交付額はハード事業3,000万円、ソフト事業300万円を限度とし、予算の範囲内で決定します。
- ・申請前に着工した事業、または交付決定通知が届く前に着工した事業については対象になりません。
- ・市街地活性化事業補助金審査委員会で、別に定める審査項目による書類審査を行い決定します。
（必要に応じ申請者からのプレゼンテーションによる審査を行う場合があります）

申込方法

申請書および必要書類については、まちづくり推進課まで提出してください。
様式等については、市ホームページをご覧ください。（トップページ⇒「市街地活性化事業」で検索）

申請書類の申込期間

6月20日（月）～7月29日（金）【受付時間】午前8時30分から午後5時15分まで（土日・祝日を除く）

【問合せ】まちづくり推進課（内線537）